

エコマーク商品類型 No. 103

「再生PET樹脂を使用した衣服」

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

プラスチック容器、主としてPET（ポリエチレンテレフタレート）ボトルは、その利便性から急速に普及した。しかし、プラスチック容器は、廃棄時の排出抑制やリサイクル促進のために「容器包装リサイクル法」での指定を受けるなど、廃棄、リサイクル時の改善について対応が進められている。その中でも、従来から衣服に利用されているポリエステル繊維の原料は、PETボトルの原料とほぼ同一であるため、回収されたPETボトルから得られるポリエステル繊維を使用した衣服は、プラスチックリサイクル用途のひとつとして有効である。

一方、衣服においても、リサイクル性、染料、漂白剤の使用などの環境保全上配慮すべき点がある。

そこで、本類型では主としてPETボトルからリサイクルされた原料を使用し、かつ他の環境側面に配慮した衣服を採り上げた。

2. 対象

「日本標準商品分類」に基づく「衣服」、及び「紡織基礎製品のうちの衣服用中間製品」。

3. 用語の定義

再生PET樹脂：PETボトル等のポストコンシューマー素材およびプレコンシューマー素材の再生処理フレーク又は、ペレットを利用してリサイクルされたPET樹脂。

ポストコンシューマー素材：使用後に廃棄されたPET製品。使用済みの梱包材料を含む。

プレコンシューマー素材：PET製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

(1)再生PET樹脂から得られるポリエステルを、製品全体の重量比で50%（ボタン、ファスナー、縫糸、肩パット等を除く）以上使用していること。

(2)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、「ホルマリン樹脂加工について（昭和47年7月20日47織局第569号通商産業省繊維雑貨局長 現生活産業局長）」などの衣服を対象とする法規及び通達等に適合していること。ただし、上記の法規及び通達等において製品中の遊離ホルムアルデヒド量が「残留しない」と定められていない製品にあっては、製品中の遊離ホルムアルデヒド量の残留は75ppm以下であること。
ディルドリンについては、使用のないこと。

(3)羊毛にあっては、ベンジジン染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。

羊毛以外の繊維にあっては、ベンジジン染料、クロム系染料および表1の物質が

- 発生する染料の使用のないこと。
- (4) 蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
 - (5) 製品の製造時に有害物質、重金属等の規制物質の排出が適正に管理されていること。
 - (6) 再生原料を使用しない同一機能の製品と比較して、製造時に使用するエネルギー、用水が著しく増加するものでないこと。
 - (7) 製品の梱包材は、リサイクルしやすいよう工夫されていること。

4-2. 品質に関する基準

- (1) 縫製品の品質については、財団法人 日本繊維製品品質技術センターの認定工場
で製造されるかまたは、同センターの品質基準に適合していること。または、同
等の品質基準に適合していること。
縫製品以外のもので該当する品質基準を有するものは、当該基準に適合している
こと。

5. 認定基準への適合の証明方法

- (1) 各基準への適合を証明する資料を申請書に明記すること。
商品に特殊加工を施すものは、その加工内容を添付すること。
- (2) 認定基準4-1.(1)については、ポリエステル中に再生PET樹脂が使用されている割
合を重量比で示す書類を提出すること。
布地中に上記ポリエステルが使用されている割合を重量比で示す書類を提出すること。
製品中に再生PET樹脂から得られるポリエステルが使用されている割合を重量比で
示す書類を提出すること。
製品に使用している再生PET樹脂の原料について、説明する書類を提出すること。
- (3) 認定基準4-1.(2)については、第三者の試験において該当する法律の規制物質に関す
る試験結果を提出すること。
- (4) 認定基準4-1.(3)については、染料供給元事業者の発行する基準への適合を証明する
書類を提出すること。
- (5) 認定基準4-1.(4)については、使用量を提出すること。
- (6) 認定基準6.(1)については、「エコマーク商品認定申請書 様式2」「型式」に分類
名及び申請アイテム名を明記すること。
同一素材の生地のうち、素材のそれぞれの組成率が異なる生地にあっては、生地の
品質基準に適合していることの証明書を提出すること。

6. その他

- (1) 商品区分は、ブランド名毎とし、色、大小による区分は行わない。
同一ブランドでの商品区分は、「日本標準商品分類」の最小分類（6桁又は7桁を目
安とする）毎とする。
同一ブランドでの商品区分は、再生PET樹脂から得られるポリエステルの製品全体
での使用率の差を、おおむね10%未満毎とする。
同一ブランドでの商品区分は、素材の異なる生地毎とし、素材のそれぞれの組成率毎
による区分は行わない。
- (2) エコマークの効果表示は、「PETボトルのリサイクル」または「PETのリサイク
ル」とする。
ただし、主としてPETボトル以外のPETからリサイクルされた原料を使用した製
品は、「PETのリサイクル」とする。

表1 1以上のアゾ基の分解によって以下のアミンの一つを生成し得るアゾ色素

4 - アミノジフェニル ベンジジン
4 - クロロ - 0 - トルイジン
2 - ナフチルアミン
0 - アミノアゾトルエン
2 - アミノ - 4 - ニトロトルエン
p - クロロアニリン
2 , 4 - ジアミノアニソ - ル
4 , 4 ' - ジアミノジフェニルメタン
3 , 3 ' - ジクロロベンジジン
3 , 3 ' - ジメトキシベンジジン
3 , 3 ' - ジメチルベンジジン
3 , 3 ' - ジメチル - 4 , 4 ' - ジアミノ ジフェニルメタン
p - クレシジン
4 , 4 ' - メチレン - ビス - (2 - クロロ アニリン)
4 , 4 ' - オキシジアニリン
4 , 4 ' - チオジアニリン
0 - トルイジン
2 , 4 - トルイレンジアミン
2 , 4 , 5 - トリメチルアニリン

1997年11月28日 制定

本商品類型の認定基準は制定日より5年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解説 「再生PET樹脂を使用した衣服」商品認定基準

平成9年11月28日制定

1. 環境的背景の補足

PETボトルの我が国における生産量は、年間約14万tである。このうち、回収再利用されるPETボトルは約2594t（回収率1.8%、1995年）、5094t（回収率2.9%、1996年）であり、回収量は急速に増加しているものの、PETボトルの90%以上が、廃棄物として焼却、埋立処理されている。

また、PETボトルは製品ライフサイクル（製造から廃棄されるまでの期間）が短いことから、リターナブルびんへの切り替えを進めるべきとの声もあるが、その利便性からPETボトルの使用は、当面減少する気配はない。

さらに、容器包装リサイクル法の施行によって、PETボトル回収量は急激に増加している。

一方で、ポリエステル繊維の我が国における生産量は、年間約52万tであり、このうち衣料品用のポリエステル繊維は19万t、家庭・インテリア用ポリエステル繊維は17万t、産業用途で16万tである。

また、家庭での繊維製品の平均滞留期間は約16年であり、製品ライフサイクルが長いことが特徴である。

現在、我が国におけるPETのリサイクルは、ケミカルリサイクルするべきとの意見もあるがマテリアルリサイクルを進める方向となっており、特にPETボトルのリサイクル用途として、シート、ボトルと共に繊維は可能性が大きい。

2. 対象について

各商品認定基準においては、その対象をポリエステル繊維製品全般に拡大することを主目的とした。これは、環境的背景の補足でも述べたように、PETボトルのリサイクル用途として、製品寿命の長い繊維製品への利用拡大を促すためである。

3. 用語の定義について

「再生PET樹脂」については、PETボトル協議会が運営するPETボトルリサイクル推奨マークの規程における定義とほぼ等しい。

また、「ポストコンシューマー素材」および「プレコンシューマー素材」について意味するところは、ISO/CD 14021.2におけるRecycled Content/Material中のポストコンシューマーマテリアルおよびプレコンシューマーマテリアルの定義を引用した。以下にISOの定義を示す（参考）。

（参考）ISO/CD 14021.2 Post-consumer materialの定義

Material generated by commercial, industrial and institutional facilities, or households, which can no longer be used for its intended purpose. This includes returns of material

from the distribution chain. (ISO/TC 207/SC3 N65)

ISO/CD 14021.2 Pre-consumer materialの定義

Material diverted from the waste stream during a manufacturing process. Excluded is reutilization of materials such as rework, regrind or scrap generated in a process and capable

of being reclaimed within the same process that generated it. (ISO/TC 207/SC3 N65)

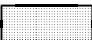
4. 認定の基準について

4-1. 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を使い、環境の

観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、選定された項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「再生PET樹脂を使用した衣服」「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品」「再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中 印および印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A - 1 , B - 1 , B - 2 , B - 8 , B - 9 , C - 9 , D - 8 , D - 9およびE - 7（表中 印）である。

なお、表中  印の蘭は、検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A . 資源 採取	B . 製造	C . 流通	D . 使用 消費	E . 廃棄	F . リサイ クル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系の破壊						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の排出・廃棄						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

A 資源採取段階

A - 1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生PET樹脂から得られるポリエステルを製品全体の重量比で50%以上使用していること。

リサイクル性を考慮すると、製品にポリエステルを100%使用していることが望ましい。しかし、着心地等の品質の面で困難である場合が多く、用途が限定されてしまう。ここでは、PETボトルの再生利用用途および再生ポリエステル利用量を拡大することが優先すべき目標と考え、100%にこだわらないこととした。

また、再生PET樹脂の品質が不安定であるなどのことから、現時点では50%が技術的なレベルと見込まれる。

肩パット等については、婦人服などでは製品全体の構成比が大きいこと、再生ポリエステルの使用が難しい製品もあることから、現時点では重量比に含まないこととした。

本項目は、基準を策定する項目として選定された。

B 製造段階

B - 1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生原料を使用しない同一機能の製品と比較して製造時に使用する水が著しく増加するものでないこと。

衣服等の製造においては、洗浄等の目的で水を大量に使用している。このため、製造時の水の使用量が少ないことは環境への配慮としてあげられる。

具体的には、製品ごとの製造時の使用水量の測定は難しいため、使用水量が極端に多い製品については、エコマークの対象外とすることとして、基準を策定すべき項目に選定された。

B - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生原料を使用しない同一機能の製品と比較して製造時に使用するエネルギーが著しく増加するものでないこと。

製造段階におけるエネルギーの使用については、染色工程などがあげられる。このため、製造時のエネルギーの使用量が少ないことは環境への配慮としてあげられる。

しかし現在、製品ごとの製造時の使用エネルギーの測定は行われておらず、使用エネルギーが極端に多い製品については、エコマークの対象外とすることとして、基準を策定すべき項目に選定された。

B - 6 (水質汚濁物質の排出)

アンチモン、ダイオキシンなどの排出については、B - 8において検討された。

B - 8 (有害物質の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、「ホルマリン樹脂加工について(昭和47年7月20日47織局第569号通商産業省繊維雑貨局長 現生活産業局長)」等の衣服を対象とする法規及び通達等に適合していること。
- (2)アンチモンについて
- (3)染料にあつては、ベンジジン染料、クロム系染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。
- (4)混紡材として、天然繊維を使用する製品にあつては、漂白加工時に、塩素系漂白剤の使用のないこと。
- (5)混紡材として、羊毛を使用する製品にあつては、防縮加工に塩素系薬剤の使用のないこと。
- (6)製品の製造時に有害物質、重金属等の規制物質の排出が適正に管理されていること。

(1)については、製造工程からの排出の観点として(6)において基準を策定する項目として選定された。

(2)について、ポリエステル製品には、通常アンチモン等が触媒として使用されている。しかし、アンチモン以外の触媒は経済的理由等から、現時点では代替が難しいため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

また我が国では、アンチモンは水道法で監視項目(指針値0.002mg/l以下)に指定されているほか、環境庁の要監視項目(平成5年3月8日付け環水管 第21号 水質保全局長通知)に指定されている。

(3)については、ベンジジンは労働安全衛生法でその製造が禁止されている。また、ETADにおいても発ガン性の認められる物質と指摘されている。

クロム系染料は、現在約4700tの生産量があり、主として黒や紺色を出すために衣服などにも使用されている。しかし、羊毛業界においても代替染料開発の必要性を認識しているものの、現時点では羊毛染色においてクロム系染料の使用は欠かせな

いものとなっており、本基準では適用しないこととする。

なお、次回改定時には基準として策定することをあらためて検討する。

重金属の削減は、環境負荷低減の重要な課題であり、従って本項目は基準を策定する項目として選定された。

表1の物質とは、ドイツにおいて日用品への使用が禁止されている物質である。詳細はD-8で述べている。

以上の物質については、基準の策定が必要な項目と判断され、基準が策定された。

(4)については、綿製品において通常漂白剤として使用される薬品は、過酸化水素、亜塩素酸ソーダ、次亜塩素酸ソーダなどであり、漂白条件は高温高压ではない。

従って、ダイオキシンの発生についてはその可能性が低いため、現時点では特段の基準化は必要ないと判断された。

なお、塩素系漂白剤の使用については、純綿製品においても代替方法による漂白は高付加価値となっている。現時点では、漂白剤の使用を抑制することも重要であるが、優先目標であるPET樹脂のリサイクルを進める必要があることも意見としてあげられた。

(5)については、純羊毛製品においても代替方法による防縮加工がほとんどなされていない状況であり、基準化した場合、優先目標であるPET樹脂の再利用に支障が出るとも考えられる。従って、現時点での基準化は難しいと判断し、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(6)については、製造工程からの有害物質の排出は、極力抑える必要があると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

B - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)蛍光増白剤の過剰な使用のないこと。

(1)については、製造工程からの排出の観点としてB-8.(6)において、基準を策定する項目として選定された。

C 流通段階

C - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)梱包材のリサイクル性について

製品の梱包材については、廃棄処理の困難な包装について基準化することは環境負荷の低減の上で重要であり、基準を策定する項目として選定された。具体的には、焼却等の際に有害性を発現する塩素などのハロゲン系の元素を含まないこと等を意味している。

なお、塩素系の包装材については、通商産業省においてリサイクルのための検討が進められているところである。

D 使用・消費段階

D - 8 (有害物質の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、「ホルマリン樹脂加工について(昭和47年7月20日47織局第569号通商産業省繊維雑貨局長 現生活産業局長)」等の衣服を対象とする法規及び通達等に適合していること。

(2)染料にあつては、ベンジジン染料、クロム系染料および表1の物質が

発生する染料の使用のないこと。
(3)製品に有害物質、重金属等の規制物質の含有のないこと。

(1)については、ホルムアルデヒド(ホルマリン)においては現行の繊維製品への規制が上衣類で「0.10%以下」中衣類で「0.03%以下」下着類で「残留しない」とされている。エコマークにおいても過度な薬品の使用については基準を設け、できる限り削減するべきとの方向が示され、かつ、必要以上の規制にならないよう、75ppm以下とすることとして基準が策定された。

(2)については、B-8において述べているように、ベンジジン染料は、発ガン性の認められる物質と指摘されている。

表1の物質についても同様であり、ドイツでは発ガン性、感作性、刺激性などの疑いがあるとして製品への残留を規制するため、使用が禁止されている物質である。

以上の物質については、基準の策定が必要な項目と判断され、基準が策定された。

従って本項目は、過剰な使用のないこととして、基準が策定された。

(3)については、含有のないこととすると使用可能な物質が極めて限定されるため、規制物質に関しては、それぞれの基準を越えないこととした。しかし、規制物質などについて、使用はできる限り削減するべきとの方向は示され、ディルドリンにあっては、現在使用が規制されており、エコマークとしては使用のないこととして、基準が策定された。

D-9(その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)蛍光増白剤の過剰な使用のないこと。

(1)については、既にエコマーク商品認定基準として、蛍光増白剤はほとんどの白色衣服に使用されており、本基準案の優先目的がPETボトルの再生利用であるため、エコマークの対象となる商品のみならず蛍光増白剤の使用を禁止することは、現段階では難しい。

E 廃棄段階

E-7(廃棄物の排出・廃棄)

本項目では以下の点が検討された。

(1)付加された材料は廃棄困難なものでないこと。

衣服については、現状特に問題となっていないことから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

E-8(有害物質等の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)製品の廃棄時に有害物質、重金属等の規制物質の排出や含有のないこと。

製品廃棄時の有害物質については、焼却処理後、焼却灰中にアンチモンが残留する可能性が指摘されたが、現時点ではポリエステル製品へのアンチモンの使用については有効な代替法がないこと、ポリエステル製品に含有するアンチモンについては特に危険性は指摘されていないことなどから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

F リサイクル段階

F - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生PET樹脂を得るまでの資源消費について。

本項目については、特段の基準を策定する必要はないと判断された。

F - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

PETボトルを再生する工程で、廃棄物となるボトルが多く、焼却処理されていること等が指摘された。しかし、本類型ではPETボトルからリサイクルした衣服等の繊維製品を対象としているために、PETボトルのリサイクル性については基準化することが難しく、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

F - 5 (大気汚染物質の排出)

特段の基準を策定する必要はないものと判断された。

F - 6 (水質汚濁物質の排出)

特段の基準を策定する必要はないものと判断された。

F - 7 (廃棄物の排出・廃棄)

F-2と同様に、PETボトルを再生する工程で、廃棄物となるボトルが多く、焼却処理されていることが指摘された。本類型の設定はPETボトルの廃棄量を減少させるものであり、本質的に環境負荷を低減するものと判断される。

従って、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

F - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)布地がポリエステル100%の製品にあっては、付加される部品はPET製であること、もしくは使用後に取り外しが容易なこと。
(2)再利用の方法について(マテリアルリサイクルとケミカルリサイクル)

(1)については、ポリエステル100%の繊維製品にあっても、顔料の使用されている製品である場合、カーペットなど一部の製品ではマテリアルリサイクルが行われているが、限られている。現在のところ、繊維をケミカルリサイクルして繊維にする素材はナイロンが主であり、ポリエステルではほとんど行われていないことから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、PETボトルの回収量は急速に増加しており、再利用の用途を広げていく必要がある。再利用の方法として現在、日本ではマテリアルリサイクルが進められている。今後、ケミカルなどの他のリサイクルが体制として確立されるならば、エコマークとして検討すべきであるが、現時点では本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

5. 品質に関する基準について

(財)日本繊維製品品質技術センター(QTEC)の品質基準をエコマーク商品認定基準として判断することとされた。

なお、QTEC品質基準以外の品質基準についても考慮する。

品質に関する基準は、4-2(1)を採用することとし、JISについては、本類型基準案から記述を削除した。

6. その他について

補足として、(1)については同一商品ブランドでの商品区分として、生地織り方、面積当たりの織り糸の本数、使用する糸の太さは考慮しない。

縫製品についてはデザイン的な商品区分は、(1)の通りとするが、標準タイプの縫製品で認定を受けた場合、細部のデザイン変更(特別注文品など)については考慮しないこととする。

エコマーク商品類型 No. 104

「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品」

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

プラスチック容器、主としてPET（ポリエチレンテレフタレート）ボトルは、その利便性から急速に普及した。しかし、プラスチック容器は、廃棄時の排出抑制やリサイクル促進のために「容器包装リサイクル法」での指定を受けるなど、廃棄、リサイクル時の改善について対応が進められている。その中でも、従来から家庭用繊維製品に利用されているポリエステル繊維の原料は、PETボトルの原料とほぼ同一であるため、回収されたPETボトルから得られるポリエステル繊維を使用した家庭用繊維製品は、プラスチックリサイクル用途のひとつとして有効である。

一方、家庭用繊維製品においても、リサイクル性、染料、漂白剤の使用などの環境保全上配慮すべき点がある。

そこで、本類型では主としてPETボトルからリサイクルされた原料を使用し、かつ他の環境側面に配慮した家庭用繊維製品を採り上げた。

2. 対象

「日本標準商品分類」に基づく「家庭用繊維製品」「身の回り品」「履き物」「他に分類されない生活・文化用品のうちの特種」及び「紡織基礎製品のうちの中間製品」。

3. 用語の定義

再生PET樹脂：PETボトル等のポストコンシューマー素材およびプレコンシューマー素材の再生処理フレーク又は、ペレットを利用してリサイクルされたPET樹脂。

ポストコンシューマー素材：使用後に廃棄されたPET製品。使用済みの梱包材料を含む。

プレコンシューマー素材：PET製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

(1)再生PET樹脂から得られるポリエステルを、製品全体の重量比で50%以上使用していること。

(2)他の材料が付加された製品については、繊維材料が、付加された材料を含む製品全体の重量比で75%以上使用されていること。

かつ、繊維材料は、再生PET樹脂から得られるポリエステルを、付加された材料を含む製品全体の重量比で50%以上使用されていること。

付加された材料は、廃棄困難なものでないこと。

(3)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、「ホルマリン樹脂加工について（昭和47年7月20日47織局第569号通商産業省繊維雑貨局長 現生活産業局長）」などの衣服を対象とする法規及び通達等に適合していること。

ただし、上記の法規及び通達等において製品中の遊離ホルムアルデヒド量が「残

- 留しない」と定められていない製品にあっては、製品中の遊離ホルムアルデヒド量の残留は75ppm以下であること。
ディルドリンについては、使用のないこと。
- (4)羊毛にあっては、ベンジジン染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。
羊毛以外の繊維にあっては、ベンジジン染料、クロム系染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。
- (5)蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
- (6)製品の製造時に有害物質、重金属等の規制物質の排出が適正に管理されていること。
- (7)再生原料を使用しない同一機能の製品と比較して、製造時に使用するエネルギー、用水が著しく増加するものでないこと。
- (8)製品の梱包材は、リサイクルしやすいよう工夫されていること。

4-2. 品質に関する基準

- (1)品質及び安全性に関しては、該当するJIS等に適合していること。
テントは、製品安全協会が定めるCPSA0100に適合していること。
- (2)JIS等に品質基準を有しない製品は、製品の品質について、財団法人日本繊維製品品質技術センターの認定工場で製造されるかまたは、同センターの品質基準に適合していること。財団法人日本繊維製品品質技術センターの品質基準以外に該当する品質基準を有するものは当該基準に適合していること。

5. 認定基準への適合の証明方法

- (1)各基準への適合を証明する資料を申請書に明記すること。
商品に特殊加工を施すものは、その加工内容を添付すること。
- (2)認定基準4-1.(1)については、ポリエステル中に再生PET樹脂が使用されている割合を重量比で示す書類を提出すること。
布地中に上記ポリエステルが使用されている割合を重量比で示す書類を提出すること。
製品中に再生PET樹脂から得られるポリエステルが使用されている割合を重量比で示す書類を提出すること。
製品に使用している再生PET樹脂の原料について、証明する書類を提出すること。
- (3)認定基準4-1.(3)については、第三者の試験において該当する法律の規制物質に関する試験結果を提出すること。
- (4)認定基準4-1.(4)については、染料供給元事業者の発行する基準への適合を証明する書類を提出すること。
- (5)認定基準4-1.(5)については、使用量を提出すること。
- (6)認定基準6.(1)については、「エコマーク商品認定申請書 様式2」「型式」に分類名及び申請アイテム名を明記すること。
同一素材の生地のうち、素材のそれぞれの組成率が異なる生地にあっては、生地の品質基準に適合していることの証明書を提出すること。

6. その他

- (1)商品区分は、ブランド名毎とし、色、大小による区分は行わない。
同一ブランドでの商品区分は、「日本標準商品分類」の最小分類(6桁又は7桁を目安とする)以上毎とする。
同一ブランドでの商品区分は、再生PET樹脂から得られるポリエステルの製品全体での使用率の差を、おおむね10%未満毎とする。
同一ブランドでの商品区分は、素材の異なる生地毎とし、素材のそれぞれの組成率毎による区分は行わない。
- (2)エコマークの効果表示は、「PETボトルのリサイクル」または「PETのリサイク

ル」とする。

ただし、主としてPETボトル以外のPETからリサイクルされた原料を使用した製品は、「PETのリサイクル」とする。

表1 1以上のアゾ基の分解によって以下のアミンの一つを生成し得るアゾ色素

4 - アミノジフェニル ベンジジン
4 - クロロ - 0 - トルイジン
2 - ナフチルアミン
0 - アミノアゾトルエン
2 - アミノ - 4 - ニトロトルエン
p - クロロアニリン
2 , 4 - ジアミノアニソ - ル
4 , 4 ' - ジアミノジフェニルメタン
3 , 3 ' - ジクロロベンジジン
3 , 3 ' - ジメトキシベンジジン
3 , 3 ' - ジメチルベンジジン
3 , 3 ' - ジメチル - 4 , 4 ' - ジアミノ ジフェニルメタン
p - クレシジン
4 , 4 ' - メチレン - ビス - (2 - クロロ アニリン)
4 , 4 ' - オキシジアニリン
4 , 4 ' - チオジアニリン
0 - トルイジン
2 , 4 - トルイレンジアミン
2 , 4 , 5 - トリメチルアニリン

1997年11月28日 制定

本商品類型の認定基準は制定日より5年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

エコマーク商品類型 No. 105

「再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品」

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

1. 環境的背景

プラスチック容器、主としてPET（ポリエチレンテレフタレート）ボトルは、その利便性から急速に普及した。しかし、プラスチック容器は、廃棄時の排出抑制やリサイクル促進のために「容器包装リサイクル法」での指定を受けるなど、廃棄、リサイクル時の改善について対応が進められている。その中でも、従来から工業用繊維製品に利用されているポリエステル繊維の原料は、PETボトルの原料とほぼ同一であるため、回収されたPETボトルから得られるポリエステル繊維を使用した工業用繊維製品は、プラスチックリサイクル用途のひとつとして有効である。

一方、工業用繊維製品においても、リサイクル性、染料、漂白剤の使用などの環境保全上配慮すべき点がある。

そこで、本類型では主としてPETボトルからリサイクルされた原料を使用し、かつ他の環境側面に配慮した工業用繊維製品を採り上げた。

2. 対象

工業用製品（ベルト、網類、重布類、袋、包装布、結束材、ファスナー、芯地、フェルト、帽体フェルト、不織布、油吸着材、細幅織物、製紐類、畳資材、ホース類、タバコフィルター、合皮基布、電気資材、自動車内張）および「紡織基礎製品のうちの工業用中間製品」。

3. 用語の定義

再生PET樹脂：PETボトル等のポストコンシューマー素材およびプレコンシューマー素材の再生処理フレーク又は、ペレットを利用してリサイクルされたPET樹脂。

ポストコンシューマー素材：使用後に廃棄されたPET製品。使用済みの梱包材料を含む。

プレコンシューマー素材：PET製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。

4. 認定の基準

4-1. 環境に関する基準

- (1) 再生PET樹脂から得られるポリエステルを、製品全体の重量比で50%以上使用していること。
- (2) 他の材料が付加された製品については、繊維材料が、付加された材料を含む製品全体の重量比で75%以上使用されていること。
かつ、繊維材料は、再生PET樹脂から得られるポリエステルを、付加された材料を含む製品全体の重量比で50%以上使用されていること。
付加された材料は、廃棄困難なものでないこと。
- (3) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」などの法規及び通達等に適合していること。

- ただし、上記の法規及び通達等において製品中の遊離ホルムアルデヒド量が「残留しない」と定められていない製品にあっては、製品中の遊離ホルムアルデヒド量の残留は75ppm以下であること。
ディルドリンについては、使用のないこと。
- (4)羊毛にあっては、ベンジジン染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。
羊毛以外の繊維にあっては、ベンジジン染料、クロム系染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。
 - (5)蛍光増白剤は、過剰な使用のないこと。
 - (6)製品の製造時に有害物質、重金属等の規制物質の排出が適正に管理されていること。
 - (7)再生原料を使用しない同一機能の製品と比較して、製造時に使用するエネルギー、用水が著しく増加するものでないこと。
 - (8)製品の梱包材は、リサイクルしやすいよう工夫されていること。

4-2. 品質に関する基準

- (1)品質及び安全性に関しては、該当するJIS等に適合していること。
- (2)JIS等に品質基準を有しない製品は、製品の品質について、財団法人日本繊維製品品質技術センターの認定工場で製造されるかまたは、同センターの品質基準に適合していること。財団法人日本繊維製品品質技術センターの品質基準以外に該当する品質基準を有するものは当該基準に適合していること。

5. 認定基準への適合の証明方法

- (1)各基準への適合を証明する資料を申請書に明記すること。
商品に特殊加工を施すものは、その加工内容を添付すること。
- (2)認定基準4-1.(1)については、ポリエステル中に再生PET樹脂が使用されている割合を重量比で示す書類を提出すること。
布地中に上記ポリエステルが使用されている割合を重量比で示す書類を提出すること。
製品中に再生PET樹脂から得られるポリエステルが使用されている割合を重量比で示す書類を提出すること。
製品に使用している再生PET樹脂の原料について、証明する書類を提出すること。
- (3)認定基準4-1.(3)については、第三者の試験において該当する法律の規制物質に関する試験結果を提出すること。
- (4)認定基準4-1.(4)については、染料供給元事業者の発行する基準への適合を証明する書類を提出すること。
- (5)認定基準4-1.(5)については、使用量を提出すること。
- (6)認定基準6.(1)については、「エコマーク商品認定申請書 様式2」「型式」に分類名及び申請アイテム名を明記すること。
同一素材の生地のうち、素材のそれぞれの組成率が異なる生地にあっては、生地の品質基準に適合していることの証明書を提出すること。

6. その他

- (1)商品区分は、ブランド名毎とし、色、大小による区分は行わない。
同一ブランドでの商品区分は、「日本標準商品分類」の最小分類(6桁又は7桁を目安とする)以上毎とする。
同一ブランドでの商品区分は、再生PET樹脂から得られるポリエステルの製品全体での使用率の差を、おおむね10%未満毎とする。
同一ブランドでの商品区分は、素材の異なる生地毎とし、素材のそれぞれの組成率による区分は行わない。

(2)エコマークの効果表示は、「PETボトルのリサイクル」または「PETのリサイクル」とする。

ただし、主としてPETボトル以外のPETからリサイクルされた原料を使用した製品は、「PETのリサイクル」とする。

表1 1以上のアゾ基の分解によって以下のアミンの一つを生成し得るアゾ色素

4 - アミノジフェニル ベンジジン
4 - クロロ - 0 - トルイジン
2 - ナフチルアミン
0 - アミノアゾトルエン
2 - アミノ - 4 - ニトロトルエン
p - クロロアニリン
2 , 4 - ジアミノアニソ - ル
4 , 4 ' - ジアミノジフェニルメタン
3 , 3 ' - ジクロロベンジジン
3 , 3 ' - ジメトキシベンジジン
3 , 3 ' - ジメチルベンジジン
3 , 3 ' - ジメチル - 4 , 4 ' - ジアミノ ジフェニルメタン
p - クレシジン
4 , 4 ' - メチレン - ビス - (2 - クロロ アニリン)
4 , 4 ' - オキシジアニリン
4 , 4 ' - チオジアニリン
0 - トルイジン
2 , 4 - トルイレンジアミン
2 , 4 , 5 - トリメチルアニリン

1997年11月28日 制定

本商品類型の認定基準は制定日より5年を期限として、見直しを行い、必要に応じて認定基準の改定または商品類型の廃止を行います。

解説

「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品」 「再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品」

商品認定基準

平成9年11月28日制定

1. 環境的背景の補足

PETボトルの我が国における生産量は、年間約14万tである。このうち、回収再利用されるPETボトルは約2594t（回収率1.8%、1995年）、5094t（回収率2.9%、1996年）であり、回収量は急速に増加しているものの、PETボトルの90%以上が、廃棄物として焼却、埋立処理されている。

また、PETボトルは製品ライフサイクル（製造から廃棄されるまでの期間）が短いことから、リターナブルびんへの切り替えを進めるべきとの声もあるが、その利便性からPETボトルの使用は、当面減少する気配はない。

さらに、容器包装リサイクル法の施行によって、PETボトル回収量は急激に増加している。

一方で、ポリエステル繊維の我が国における生産量は、年間約52万tであり、このうち衣料品用のポリエステル繊維は19万t、家庭・インテリア用ポリエステル繊維は17万t、産業用途で16万tである。

また、家庭での繊維製品の平均滞留期間は約16年であり、製品ライフサイクルが長いことが特徴である。

現在、我が国におけるPETのリサイクルは、ケミカルリサイクルするべきとの意見もあるがマテリアルリサイクルを進める方向となっており、特にPETボトルのリサイクル用途として、シート、ボトルと共に繊維は可能性が大きい。

2. 対象について

各商品認定基準においては、その対象をポリエステル繊維製品全般に拡大することを主目的とした。これは、環境的背景の補足でも述べたように、PETボトルのリサイクル用途として、製品寿命の長い繊維製品への利用拡大を促すためである。

3. 用語の定義について

「再生PET樹脂」については、PETボトル協議会が運営するPETボトルリサイクル推奨マークの規程における定義とほぼ等しい。

また、「ポストコンシューマー素材」および「プレコンシューマー素材」について意味するところは、ISO/CD 14021.2におけるRecycled Content/Material中のポストコンシューマーマテリアルおよびプレコンシューマーマテリアルの定義を引用した。以下にISOの定義を示す（参考）。

（参考）ISO/CD 14021.2 Post-consumer materialの定義

Material generated by commercial, industrial and institutional facilities, or households, which can no longer be used for its intended purpose. This includes returns of material

from the distribution chain. (ISO/TC 207/SC3 N65)

ISO/CD 14021.2 Pre-consumer materialの定義

Material diverted from the waste stream during a manufacturing process. Excluded is reutilization of materials such as rework, regrind or scrap generated in a process and capable

of being reclaimed within the same process that generated it. (ISO/TC 207/SC3 N65)

4. 認定の基準について

4-1. 環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、商品ライフステージ環境負荷項目選定表を使い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、選定された項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「再生PET樹脂を使用した衣服」「再生PET樹脂を使用した家庭用繊維製品」「再生PET樹脂を使用した工業用繊維製品」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ環境負荷項目選定表に示したとおり（表中 印および

印）

である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は、A-1, B-1, B-2, B-8, B-9, C-9, D-8, D-9およびE-7（表中 印）である。

なお、表中 印の蘭は、検討対象とならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表「ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用消費	E. 廃棄	F. リサイクル
1 資源の消費						
2 地球温暖化影響物質の排出						
3 オゾン層破壊物質の排出						
4 生態系の破壊						
5 大気汚染物質の排出						
6 水質汚濁物質の排出						
7 廃棄物の排出・廃棄						
8 有害物質等の使用・排出						
9 その他の環境負荷						

A 資源採取段階

A-1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

- (1)再生PET樹脂から得られるポリエステルを製品全体の重量比で50%以上使用していること。
- (2)他の材料が付加された製品については、繊維材料が付加された材料を含む製品全体の重量比で75%以上使用されていること。
繊維材料は、再生PET樹脂から得られるポリエステルを、付加された材料を含む製品全体の重量比で50%以上使用していること。

リサイクル性を考慮すると、製品にポリエステルを100%使用していることが望ましい。しかし、品質の面で困難である場合が多く、用途が限定されてしまう。ここでは、PETボトルの再生利用用途および再生ポリエステル利用量を拡大することが優先すべき目標と考え、100%にこだわらないこととした。

また、再生PET樹脂の品質が不安定であるなどのことから、現時点では50%が技術的なレベルと見込まれる。

(2)については、本類型は繊維製品を対象としているため、総務庁が発行する「日本標準商品分類」での繊維製品の範囲をもとに、「主として繊維を使用している製品とは、製品の重量比で繊維の部分が75%以上である」と設定した。

これらの項目は、基準を策定する項目として選定された。

B 製造段階

B - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)再生原料を使用しない同一機能の製品と比較して製造時に使用する水が著しく増加するものでないこと。

繊維製品の製造においては、洗浄等の目的で水を大量に使用している。このため、製造時の水の使用量が少ないことは環境への配慮としてあげられる。

具体的には、製品ごとの製造時の使用水量の測定は難しいため、使用水量が極端に多い製品については、エコマークの対象外とすることとして、基準を策定すべき項目に選定された。

B - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)再生原料を使用しない同一機能の製品と比較して製造時に使用するエネルギーが著しく増加するものでないこと。

製造段階におけるエネルギーの使用については、染色工程などがあげられる。このため、製造時のエネルギーの使用量が少ないことは環境への配慮としてあげられる。

しかし現在、製品ごとの製造時の使用エネルギーの測定は行われておらず、使用エネルギーが極端に多い製品については、エコマークの対象外とすることとして、基準を策定すべき項目に選定された。

B - 6 (水質汚濁物質の排出)

アンチモン、ダイオキシンなどの排出については、B - 8において検討された。

B - 8 (有害物質の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1)「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」、「ホルマリン樹脂加工について(昭和47年7月20日47織局第569号通商産業省繊維雑貨局長 現生活産業局長)」等の衣服を対象とする法規及び通達等に適合していること。
- (2)アンチモンについて
- (3)染料にあっては、ベンジジン染料、クロム系染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。
- (4)混紡材として、天然繊維を使用する製品にあっては、漂白加工時に、塩素系漂白剤の使用のないこと。
- (5)混紡材として、羊毛を使用する製品にあっては、防縮加工に塩素系薬剤の使用のないこと。
- (6)製品の製造時に有害物質、重金属等の規制物質の排出が適正に管理されていること。

(1)については、製造工程からの排出の観点として(6)において基準を策定する項目として選定された。

(2)について、ポリエステル製品には、通常アンチモン等が触媒として使用されている。しかし、アンチモン以外の触媒は経済的理由等から、現時点では代替が難しいため、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

また我が国では、アンチモンは水道法で監視項目(指針値0.002mg/l以

下) に指定されているほか、環境庁の要監視項目（平成5年3月8日付け環水管 第21号 水質保全局長通知）に指定されている。

(3)については、ベンジジンは労働安全衛生法でその製造が禁止されている。また、E T A Dにおいても発ガン性の認められる物質と指摘されている。

クロム系染料は、現在約4700tの生産量があり、主として黒や紺色を出すために衣服などにも使用されている。しかし、羊毛業界においても代替染料開発の必要性を認識しているものの、現時点では羊毛染色においてクロム系染料の使用は欠かせないものとなっており、本基準では適用しないこととする。

なお、次回改定時には基準として策定することをあらためて検討する。

重金属の削減は、環境負荷低減の重要な課題であり、従って本項目は基準を策定する項目として選定された。

表1の物質とは、ドイツにおいて日用品への使用が禁止されている物質である。詳細はD-8で述べている。

以上の物質については、基準の策定が必要な項目と判断され、基準が策定された。

(4)については、綿製品において通常漂白剤として使用される薬品は、過酸化水素、亜塩素酸ソーダ、次亜塩素酸ソーダなどであり、漂白条件は高温高圧ではない。

従って、ダイオキシンの発生についてはその可能性が低いいため、現時点では特段の基準化は必要ないと判断された。

なお、塩素系漂白剤の使用については、純綿製品においても代替方法による漂白は高付加価値となっている。現時点では、漂白剤の使用を抑制することも重要であるが、優先目標であるPET樹脂のリサイクルを進める必要があることも意見としてあげられた。

(5)については、純羊毛製品においても代替方法による防縮加工がほとんどなされていない状況であり、基準化した場合、優先目標であるPET樹脂の再利用に支障が出ることも考えられる。従って、現時点での基準化は難しいと判断し、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(6)については、製造工程からの有害物質の排出は、極力抑える必要があると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

B - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)蛍光増白剤の過剰な使用のないこと。

(1)については、製造工程からの排出の観点としてB-8.(6)において、基準を策定する項目として選定された。

C 流通段階

C - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)梱包材のリサイクル性について

製品の梱包材については、廃棄処理の困難な包装について基準化することは環境負荷の低減の上で重要であり、基準を策定する項目として選定された。具体的には、焼却等の際に有害性を発現する塩素などのハロゲン系の元素を含まないこと等を意味している。

なお、塩素系の包装材については、通商産業省においてリサイクルのための検討が進められているところである。

D 使用・消費段階

D - 8 (有害物質の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」などの法規及び通達等に適合していること。
- (2) 染料にあつては、ベンジジン染料、クロム系染料および表1の物質が発生する染料の使用のないこと。
- (3) 製品に有害物質、重金属等の規制物質の含有のないこと。

(1)については、ホルムアルデヒド(ホルマリン)においては現行の繊維製品への規制が上衣類で「0.10%以下」中衣類で「0.03%以下」下着類で「残留しない」とされている。エコマークにおいても過度な薬品の使用については基準を設け、できる限り削減するべきとの方向が示され、かつ必要以上の規制にならないよう、75ppm以下とすることとして基準が策定された。

(2)については、B-8において述べているように、ベンジジン染料は、発ガン性の認められる物質と指摘されている。

表1の物質についても同様であり、ドイツでは発ガン性、感作性、刺激性などの疑いがあるとして製品への残留を規制するため、使用が禁止されている物質である。

以上の物質については、基準の策定が必要な項目と判断され、基準が策定された。

(3)については、含有のないこととすると使用可能な物質が極めて限定されるため、規制物質に関しては、それぞれの基準を越えないこととした。しかし、規制物質などについて、使用はできる限り削減するべきとの方向は示され、ディルドリンにあつては、現在使用が規制されており、エコマークとしては使用のないこととして、基準が策定された。

D - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 蛍光増白剤の過剰な使用のないこと。

(1)については、既にエコマーク商品認定基準として、蛍光増白剤はほとんどの白色衣服に使用されており、本基準案の優先目的がPETボトルの再生利用であるため、エコマークの対象となる商品のみならず、蛍光増白剤の使用を禁止することは、現段階では難しい。

E 廃棄段階

E - 7 (廃棄物の排出・廃棄)

本項目では以下の点が検討された。

- (1) 付加された材料は廃棄困難なものでないこと。

繊維製品の廃棄時に、廃棄処理の困難な製品について基準化することは環境負荷の低減の上で重要であり、基準を策定する項目として選定された。

具体的には、焼却等の際に有害性を発現する塩素などのハロゲン系の元素を含まないこと等を意味している。

E - 8 (有害物質等の使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1)製品の廃棄時に有害物質、重金属等の規制物質の排出や含有のないこと。

製品廃棄時の有害物質については、焼却処理後、焼却灰中にアンチモンが残留する可能性が指摘されたが、現時点ではポリエステル製品へのアンチモンの使用については有効な代替法がないこと、ポリエステル製品に含有するアンチモンについては特に危険性は指摘されていないことなどから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

F リサイクル段階

F - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1)再生PET樹脂を得るまでの資源消費について。

本項目については、特段の基準を策定する必要はないと判断された。

F - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

PETボトルを再生する工程で、廃棄物となるボトルが多く、焼却処理されていること等が指摘された。しかし、本類型ではPETボトルからリサイクルした衣服等の繊維製品を対象としているために、PETボトルのリサイクル性については基準化することが難しく、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

F - 5 (大気汚染物質の排出)

特段の基準を策定する必要はないものと判断された。

F - 6 (水質汚濁物質の排出)

特段の基準を策定する必要はないものと判断された。

F - 7 (廃棄物の排出・廃棄)

F - 2と同様に、PETボトルを再生する工程で、廃棄物となるボトルが多く、焼却処理されていることが指摘された。本類型の設定はPETボトルの廃棄量を減少させるものであり、本質的に環境負荷を低減するものと判断される。

従って、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

F - 9 (その他の環境負荷)

本項目では以下の点が検討された。

(1)布地がポリエステル100%の製品にあっては、付加される部品はPET製であること、もしくは使用後に取り外しが容易なこと。
(2)再利用の方法について(マテリアルリサイクルとケミカルリサイクル)

(1)については、ポリエステル100%の繊維製品にあっても、顔料の使用されている製品である場合、カーペットなど一部の製品ではマテリアルリサイクルが行われているが、限られている。現在のところ、繊維をケミカルリサイクルして繊維にする素材はナイロンが主であり、ポリエステルではほとんど行われていないことから、本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

(2)については、PETボトルの回収量は急速に増加しており、再利用の用途を広げていく必要がある。再利用の方法として現在、日本ではマテリアルリサイクルが

進められている。今後、ケミカルなどの他のリサイクルが体制として確立されるならば、エコマークとして検討すべきであるが、現時点では本項目は基準を策定する項目として選定されなかった。

5．品質に関する基準について

JISについては、該当する品質基準がある商品については、当該品質基準を採用することとした。

JIS等に品質基準がない場合、(財)日本繊維製品品質技術センター(QTEC)の品質基準等をエコマーク商品認定基準として判断することとされた。

なお、QTEC品質基準以外の品質基準についても考慮する。

6．その他について

補足として、(1)については同一商品ブランドでの商品区分として、生地織り方、面積当たりの織り糸の本数、使用する糸の太さは考慮しない。

縫製品についてはデザイン的な商品区分は、(1)の通りとするが、標準タイプの縫製品で認定を受けた場合、細部のデザイン変更(特別注文品など)については考慮しないこととする。